

○高松市中小企業勤労者福祉共済条例

昭和50年12月20日

条例第46号

改正 平成9年9月26日条例第56号

平成11年7月14日条例第19号

平成17年12月21日条例第186号

平成24年12月26日条例第93号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成29年9月27日条例第32号

高松市中小企業勤労者福祉共済条例

(目的)

第1条 この条例は、市が中小企業勤労者福祉共済事業（以下「共済事業」という。）を実施することにより、市内の中小企業に働く勤労者の福祉の増進をはかり、あわせて中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(加入資格)

第2条 共済事業に参加することができる者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する業種で、常時雇用する従業員（期間を定めて雇用される者及び季節的業務に雇用される者を除く。以下「従業員」という。）の数が300人以下で、かつ、市内に主たる事業所を有する事業主とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、特に必要と認める事業主を共済事業に参加させることができる。

3 第7条第2項の規定により、共済事業から脱退させられた事業主は、その日から1年間は、共済事業に参加することができない。

(対象者)

第3条 共済事業に参加しようとする事業主は、雇用しているすべての従業員を共済事業の対象としなければならない。ただし、次の各号に掲げる者については、この限りでない。

- (1) 試みの雇用期間中の者
- (2) 常時勤務に服することを要しない者
- (3) 常勤の役員
- (4) 従業員で役員を兼ねる者
- (5) 事業主と同一の生計を営む家族従業員
- (6) 市外の事業所に勤務するすべての従業員

(加入の申込み及び承諾)

第4条 共済事業に加入しようとする事業主は、市長に申込みし、その承諾を受けなければならない。

2 事業主は、前項の規定により市長の承諾を受けた日に、共済事業に加入したものとする。

(従業員等の受益)

第5条 前条の規定により共済事業に加入した事業主（以下「加入者」という。）が、第3条の規定により共済事業の対象とした従業員（以下「被共済者」という。）は、前条に規定する加入の日から第7条に規定する脱退の日までの間、共済事業による利益を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、被共済者であった者が、その期間中に第9条第1項各号のいずれかに該当している場合には、被共済者が退職若しくは死亡し、又は加入者が共済事業から脱退した日後においても、被共済者であった者又はその遺族は、同条同項に規定する給付金の給付を受けることができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、加入者が次条に規定する共済掛金の納付を怠っているときは、被共済者、被共済者であった者及びこれらの者の遺族（以下「被共済者等」という。）に対し、共済事業による利益を受けさせないことができる。

(共済掛金)

第6条 共済掛金の額は、被共済者1人につき月額700円とし、加入者はその2分の1以上の額を負担するものとする。

2 加入者は、当該月分の共済掛金を規則で定めるところにより納付しなければならない。ただし、市長は、災害その他やむを得ない理由により納付期限までに納付することができないと認めるときは、当該納付期限を延長することができる。

3 加入者は、月の中途において共済事業に加入し、又は次条の規定により共済事業から脱退し、若しくは脱退させられた場合についても、当該月分の共済掛金を納付しなければならない。

4 既納の共済掛金は、還付しない。

(脱退)

第7条 共済事業から脱退しようとする加入者は、市長に申し出て、その承諾を受けなければならない。

2 市長は、加入者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該加入者を共済事業から脱退させることができる。

(1) 第2条第1項及び第2項に規定する加入資格を失ったとき。

(2) 共済掛金の納付を怠り、納付の見込みがないとき。

(3) 偽りその他不正行為により、被共済者等に共済事業による利益を受けさせたとき。

(4) その他共済事業の信用を傷つける等共済事業にふさわしくない行為をしたとき。

3 加入者は、第1項の規定により市長の承諾を受けた日又は前項の規定により脱退させられた日に、共済事業から脱退したものとする。

(異動の届出)

第8条 加入者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに市長に届け出、第1号の場合にあっては、その承諾を受けなければならない。

(1) 第4条第1項の規定による加入の申込みをした日以後において、新たに従業員を雇用する等により被共済者の追加を受けようとするとき。

(2) 被共済者が死亡し、又は退職したことにより被共済者の資格を失ったとき。

(給付事業)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、被共済者等に当該各号に掲げる給付金を給付するものとする。ただし、被共済者が死亡した場合における第4号に掲げる死亡弔慰金の給付は、規則で定めるところにより被共済者の遺族に対して行うものとする。

(1) 被共済者が婚姻したとき。 結婚祝金

(2) 被共済者又はその配偶者が出産したとき。 出産祝金

(3) 被共済者の子が小学校又は中学校に入学したとき。 入学祝金

(4) 被共済者又はその配偶者若しくは被共済者の一親等の血族の者が死亡したとき。 死亡弔慰金

(5) 被共済者が傷病により引き続き30日以上勤務しなかったとき。 傷病見舞金

(6) 被共済者の居住している家屋が火災、地震、風水害等により全焼壊したとき。 災害見舞金

(7) 被共済者が同一企業で、当該資格を取得した日から引き続き5年以上勤務したとき。 永年勤続慰労金

(8) 被共済者が高等学校の定時制の課程又は大学(短期大学を含む。)の夜間部に在学しているとき。(正規の就学期間に限る。) 勤労青少年奨学金

(9) 被共済者が職務上必要な技能を修得するため、専修学校又は修業期間が1年以上の各種学校等に在学しているとき。(正規の就学期間に限る。) 技能修得奨学金

(10) 被共済者が同一企業で、当該資格を取得した日から引き続き3年以上勤務し、退職したとき。 退職せん別金

2 市長は、前項各号に掲げる給付金を給付する場合において、加入者が、その給付理由の生じた日の属する月分の共済掛金を納付していないときは、当該給付金の給付を行わないことができる。

ただし、第6条第2項ただし書の規定により、共済掛金の納付期限の延長を認めたものについては、この限りでない。

(給付金の申請及び給付)

第10条 被共済者等が、前条第1項に規定する給付金の給付を受けようとするときは、加入者を通じて市長に給付の申請をし、その決定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき給付金の給付を決定したときは、加入者を通じて申請者に通知し、当該申請者に給付金を給付するものとする。

(給付金の返還)

第11条 市長は、被共済者等が、偽りその他不正行為により第9条第1項に規定する給付金の給付を受けた場合は、直ちにその者から当該給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(福利事業)

第12条 市長は、第1条の目的を達成するため、必要な福利事業を行うことができる。

(審議会の設置)

第13条 共済事業の運営に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、高松市中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員6人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 加入者の代表者 2人以内

(2) 被共済者の代表者 2人以内

(3) 学識経験者 2人以内

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(基金の設置)

第14条 市長は、共済事業の円滑かつ効率的な執行をはかるため、高松市中小企業勤労者福祉共済基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第15条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第16条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第17条 基金の運用から生ずる収益は、中小企業勤労者福祉共済事業特別会計の歳入歳出予算に計

上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第18条 市長は、財政上必要があると認めるとき、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第19条 市長は、第9条第1項に規定する給付金の給付に要する財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例公布の日から施行の日までの間に共済事業に加入しようとする事業主の申込みは、第4条第1項の規定による申込みとみなす。
- 3 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

- 4 高松市特別会計条例（昭和39年高松市条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成9年9月26日条例第56号）

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成11年7月14日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第186号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第93号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月27日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。